

所管部課	総務部 職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 改正理由					
東京都人事委員会勧告を踏まえ、公民較差を是正するための給与改定を実施するため、条例の一部を改正するものである。					
(2) 主な改正内容					
① 給料表の改定					
例月給について、令和5年東京都人事委員会勧告による東京都の給与改定を踏まえ、東京都の給与改定と同様に、初任層に重点を置きつつ、全級全号給について給料表の引上げ改定を行う。					
② 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定					
特別給(賞与)の年間支給月数を0.1月か分(0.05か月分)【4.55か月⇒4.65か月(2.40か月⇒2.45か月)】引き上げ、勤勉手当に配分する。					
※ () は再任用職員の月数					
③その他					
管理職員特別勤務手当の見直し、法改正に係る引用条文等を改める改正					
(3) 施行日					
①及び②について 公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。					
③について 令和6年4月1日から施行する。ただし、法改正に係る引用条文等を改める改正については公布日から施行する。					
(4) 影響及び効果					
東京都人事委員会の勧告を踏まえた改定であるため、適正な給与支給をすることが可能となる。					
2. 経過(現時点に至るまでの経過)					
令和5年 8月 7日 国の人事院勧告					
10月13日 東京都人事委員会の勧告					
11月 2日 職員組合から2023年度給与改定の要求書を受理					
11月20日 職員組合へ2023年度給与改定の回答書を提出					
24日 職員組合から2023年度給与改定の同意書を受理					
文書課審査済み。					
3. 留意事項(問題点等)					
4. 主管部処理案(検討結果等)					
庁議終了後、速やかに条例改正の手続を進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和5年第4回市議会定例会に提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。